

情報公開審査会の答申概要（答申第 21 号）

- 1 対象公文書 用地取得整理台帳（津幡町地内における土地取得に係る平成 10 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの分）
- 2 対象公文書の所管所属 津幡土木事務所
- 3 異議申立て等の経緯
- | | | | |
|---------------|--------|---------------|----|
| (1) H13.12. 4 | 公開請求 | (4) H14. 1.28 | 諮問 |
| (2) H13.12.18 | 一部公開決定 | (5) H15. 8.13 | 答申 |
| (3) H13.12.21 | 異議申立て | | |
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
土地代金等について非公開としたことは妥当であるが、被買収者の住所氏名等については、公開すべきである。

| 非公開部分 | 該当条項 | 審査会の判断 | |
|------------------------------|------------------|--------|--|
| | | 判断結果 | 判断要旨 |
| 買収土地の字・地番被買収者の住所・氏名 その他氏名 | 7条2号 (個人情報) | 公開 | 被買収者の住所氏名等については、不動産登記制度に基づき、従前の所有者から県に所有権移転登記が行われ、何人もこれを閲覧することができる。 したがって、被買収者の住所氏名及び買収土地の所在については、土地登記簿により公にされている情報である。 |
| | 7条3号 (事業活動情報) | | 事業者が県に土地を売却したことは、土地登記簿を閲覧すれば明らかになることから、当該情報が公開されても事業者の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない。 |
| | 7条6号 (事務事業情報) | | 被補償者の住所氏名等に関する情報は、道路・河川及び砂防施設等に係る用地として標準的手続きに基づき、県が当時の土地所有者等と契約を締結しているという事実をあらわしたものであり、公開したとしても一般に今後の用地買収の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。 |
| 土地代金及び補償金額並びにその支払金額 | 7条2号 (個人情報) | 非公開 | 地価公示価格が公表されていても、本件公文書に記録された土地代金が地価公示価格でないことは明らかであり、公にされ又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。 |
| | 7条3号 (事業活動情報) | | 土地代金等は、事業者にとって財務、経理の内部管理に属する情報であり、公開されることによって、事業運営が損なわれるおそれがあると認められる。 |
| | 7条6号 (事務事業情報) | | 公共事業用地の所有者が、既買収地等と自己所有地等の評価要因・評価時点の違いを正しく認識しないまま、県の買収申出価格に対して疑問・不満を持ち、自己算定した価格等に固執することは大いに有り得ることである。 これに対し、県としては、提示した価格等により説得を続ける以外ないことから、交渉が大幅に長引き、場合によっては売買契約等が成立しない事態が生じることも予想される。 したがって、土地代金等を公開した場合、公共事業用地取得事務の支障を認めざるを得ない。 |

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書一部公開決定において公開しないこととした部分のうち、土地代金及び補償金額並びにその支払金額について非公開としたことは妥当であるが、買収土地の字・地番、被買収者の住所氏名及びその他氏名に係る事項については、公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成13年12月4日に「石川県・石川県土地開発公社・その他特殊法人が津幡町地内において、平成10年から13年6月30日までの3ヶ年半に土地及び建物等の買収に支払った対価」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「用地取得整理台帳（津幡町地内における土地取得に係る平成10年1月1日から平成13年6月30日までの分）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を下記のとおり付して、平成13年12月18日に異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- ・ 買収土地の字・地番（公人を除く。）
- ・ 被買収者の住所氏名（公人、北陸電力㈱、日本電信電話㈱を除く。）
- ・ 金額（津幡町水道事業津幡町長、北陸電力㈱、日本電信電話㈱を除く。）
- ・ その他氏名に係る事項

（公開しない理由）

- ・ 条例第7条第2号に該当
特定の個人が識別され又は識別される個人に関する情報に該当する。
- ・ 条例第7条第3号に該当
法人又は事業を営む個人の権利、正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。
- ・ 条例第7条第6号に該当
公開することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は平成13年12月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮 問

実施機関は、平成14年1月28日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件公文書の非公開部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)本文該当性について

ア 土地の売買価格に関する情報の公開がプライバシーの侵害にならないという考え方は、社会のコンセンサスを得ており、土地政策審議会の平成11年1月13日付け提言に端的に示されている。

イ 公共用地の買収交渉は、行政の行為であって、公平・公正で透明性の高い行政の展開こそが、市民の協力を得られる途である。プライバシーの保護を口実として土地代金等をすべて非公開とするなら、土地所有者等を疑心暗鬼にし、ゴネ得、裏金、口利きの旧来型の用地交渉の継続となる。

ウ 道路用地等の買収では、土地全部が買収されるのではない。個別取引に関するものであり、全資産が公開されることはなく、プライバシー性が希薄で要保護性の弱いものである。

エ 多額の公金を使用する公共事業に関する公正の確保と透明性の向上は、我が国の当面する行政改革の最重要課題である。また、県を一方の当事者とする土地売買等は住民監査請求の対象であるが、係争情報にアクセスできなければ住民監査請求権は描いた餅となってしまう。

オ 公共用地の売買は、私事としてのプライバシーでないことは明白であり、公開によって侵害され得る個人の利益が、公開の意義を上回るほどでなければ、非公開事由を充足するとはいえない。

(2) 条例第7条第2号(個人情報)ただし書該当性について

ア 土地所有者等の住所・氏名は、土地登記簿等で確認できる。

イ 公有地の取得価格は、地価公示価格を規準とし、時点修正、地域要因、個別的要因に基づく修正をして算定されるもので、価格が大きく変動するものではない。

ウ 用地買収は、定価のない不動産に定価を付けるのである。買収価格を公開し、土地所有者全員に周知されることにより適正な価格かどうかを比較することができるので

ある。

(3) 条例第7条第3号(事業活動情報)該当性について

営業拠点である社屋や主要な工場の敷地の買収など極めて特殊なケースでは、経営の悪化によると社会的に判断され、風評被害が発生するおそれがあるかも知れない。しかし、極めて稀なケースであり、インカメラ手続で対応すべきである。

(4) 条例第7条第6号(事務事業情報)該当性について

ア 買収価格等を公開すると、近隣地の土地所有者が将来の土地買収に際し、個別要因の差異等を無視して同一の価格条件に固執するとは考え難いし、仮に固執する者がいても実効性のある行動ではない。

イ いかなる説明にも耳を傾けない土地所有者の出現をおそれて、売買価格や補償額を秘匿する県側の態度の継続が、土地所有者に不安と不信を抱かせる結果を招いており、将来の事務に支障になるとは認められない。

ウ 公共事業用地の買収には、租税特別措置が施され譲渡に伴う税の負担が低いという動機付けもあり、完全非公開でないと譲渡に応じないのではないかとの懸念は現実的ではない。売買価格等を知られたくないという市民感情があるとしても、そのような主観的感情は、公費の支出の公開という公益上の必要から見れば客観的に保護されるべきものではないということは、東京高等裁判所の判決(平成11年9月13日、平成11年(行コ)第51号・第139号)により明らかである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、当事務所が実施する公共事業に必要な土地の取得等に係る契約の締結、土地代金及び補償金の支払い、登記の処理状況その他土地等の取得等に関する事項を記載した整理台帳であり、工事名、施行箇所、買収(寄付)土地(大字・字、地番、地目、地積)、被買収者(寄付者)の住所氏名、土地代金・契約年月日、登記年月日、補償金額・契約年月日並びに土地代金及び補償金の前金・残金又は一括払金額・支払年月日等が記録されている。

2 条例第7条第2号(個人情報)本文の該当性について

ア 公共事業用地の取得業務は、(ア)代替性のない特定の土地の取得、(イ)公共事業施行者の公平かつ適正な算定額での契約、(ウ)土地所有者等の財産、生活又は経営にまで立ち入ることがある、という一般の土地等の取引と異なった性格をもっており、用地を円滑に取得するためには、土地所有者との信頼関係を保つことが最も重要である。

イ 任意買収という私法上の契約に関する事項が公開されるという社会的なコンセンサス

はないと認識しており、そのスタンスで用地交渉を行っている。職員も土地所有者等も、契約内容についてはプライバシーに関する事項であると認識している。

ウ 用地取得においては、家屋敷全体が補償の対象となった全保有資産の大半を占めると思われるものもあり、個別取引として取扱うのは強引に過ぎる。

エ さいたま地裁において、平成14年12月11日、土地売買契約書中の買収単価、金額等の非公開決定取消請求について、個人情報としての性格が極めて高度であるとして棄却する判決がなされている。

3 条例第7条第2号（個人情報）ただし書の該当性について

(1) 同号イについて

ア 土地登記簿等に記載されている所有権者の住所、氏名は、被買収者の住所、氏名と当然に一致しているものとはいえない。

イ 事業計画説明会や用地買収説明会において、買収価格は説明しない。また、用地交渉において、既買収地の価格について質問されても、価格を答えることはない。

したがって、同号ただし書イの法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報とは認められない。

(2) 同号ロについて

県が土地所有者から取得した公共事業用地に関する情報であって、同号ただし書ロの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められない。

(3) 同号ハについて

県が土地所有者から取得した公共事業用地に関する情報であって、同号ただし書ハの当該公務員の職及び当該職務の遂行に係る情報が、本件公文書の非公開情報に存するとは認められない。

4 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

営業上の重要な資産である土地の売却等に関する情報は、重要な経営情報であり、以後の取引に悪影響を及ぼすおそれがある。

5 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

(1) 自己算定した価格に固執するおそれ

ア 土地所有者等は、個人、法人を問わず、公開された土地代金、補償金から自己に有利な算定を集めて自己算定した価格に固執することは十分に有り得ることであり、それを容易に説得できるとは限らない。現在、当事務所において事業が進んでいない箇所のほとんどは、土地所有者等が自己算定した価格に固執していることが原因であるといっても過言ではない。

イ 用地取得には土地収用法（昭和26年法律第219号）による収用裁決申請という取得方法もあるが、強制収用がもたらす社会的摩擦等を考慮すれば、今後も任意買収によって用地取得を進めていく必要性が大きい。

(2) 用地買収等に応じないおそれ

ア 同種の公共事業において、自己の私的経済活動に係る情報を公開されることをおそれて用地買収等に応じない者が現れることも予想され、公共事業の円滑な執行に支障が生ずることになる。

イ 公共事業用地の買収に係る租税特別措置は、事業者の必要とする土地だけを一方的に買収する代償措置であり、土地所有者も税金面での優遇措置は当然であると考えているものと思われる。税に対する優遇措置があるから支障が生じないという見方は早計である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

(1) 本件公文書は、実施機関の職員が、道路、河川及び砂防施設等の公共事業の施行に要する土地について、売買契約等の締結、土地代金等の支払い及び登記の処理状況等に関する事項を記録したもので、石川県土木部所管用地事務取扱規程（昭和52年石川県訓令第1号）第30条の規定に基づき作成し、実施機関において保有している公文書である。

(2) 本件公文書の内容は、津幡町地内における公共事業用地の取得に係る平成10年1月1日から平成13年6月30日までの契約283件について、年度ごとに、工事名、施行箇所、買収（寄付）土地（大字・字、地番、地目、地積）、被買収者（寄付者）の住所氏名、土地代金・契約年月日、登記年月日、補償金額・契約年月日並びに土地代金及び補償金の前金・残金又は一括払金額・支払年月日等が記録されている。

3 条例第7条第2号の該当性について

第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、個人に関する情報の如何を問わず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めている。

これは、個人のプライバシーについては、その内容及び範囲が個人によって異なり、法的にも社会通念上も必ずしも確立されていないものであるとの認識から、とりあえず特定の個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである（いわゆる個人識別型）。

また、「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうと解される。

ただし、本来保護する必要のない情報までも非公開情報に含まれてしまう結果となることから、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものを非公開情報から除外すべきものとして類型化し、同号ただし書イ、ロ又はハに列挙している。

(1) 同号本文の該当性について

本件公文書には、津幡土木事務所管内の公共事業の施行に要する土地について、個人の所有者等との売買等に係る事実が記録されていることから、県の公金支出にかかる側面があるとしても、土地所有者等個人の財産的収入という事実に関する情報として、同号本文に該当することは明らかである。

なお、異議申立人の土地の売買価格に関する情報の公開はプライバシーの侵害にならず、多額の公金を使用する公共事業の公正の確保と透明性の向上を図るという公益的な理由により、同号本文の該当性を否定し公開すべき情報であるという主張については、同号の規定から採用することはできないが、非公開部分の同号ただし書の該当性について検討する。

(2) 同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としている。

ア 買収土地の字・地番、被買収者の住所氏名及びその他氏名に係る事項

被買収者の住所氏名等については、県が土地を取得した場合、不動産登記制度に基づき、従前の所有者から県に所有権移転登記が行われ、何人もこれを閲覧することができる。

実施機関は、土地登記簿に記載されている所有権者の住所氏名は、被買収者の住所氏名と当然に一致しているものとはいえないと主張するが、登記名義人と実所有者が異なる場合は、その原因による所有権移転登記を経た後に、県への所有権移転登記が行われている。

したがって、被買収者の住所氏名及び買収土地の所在については、異議申立人が主

張するとおり、土地登記簿により公にされている情報であるといえるのであり、同号ただし書イに該当すると認められる。

イ 金額（土地代金及び補償金額並びにその支払金額）

土地代金については、異議申立人は、土地の売買価格に関する情報の公開がプライバシー侵害にならないという考え方は、社会のコンセンサスを得ており、土地政策審議会の平成11年1月13日付け意見取りまとめに端的に示されていると主張する。

確かに、国土交通省において、土地の実売価格を全国的に登録し、一般に公開する土地情報開示制度の創設が検討されているが、情報開示の主体となる機関やプライバシー保護との両立などが検討課題となっているとのことであり、現時点において、公にされ又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

また、異議申立人は、公共用地の取得価格は、地価公示価格を規準として算定され大きく変動するものではないと主張する。地価公示価格が公表されているとしても、本件公文書に記録された土地代金が地価公示価格でないことは明らかであり、公にされ又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

(3) 同号ただし書口の該当性について

同号ただし書口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報の例外としている。

本件公文書は、その性格上、人の生命、健康及び生活を保護するため、公にすることが必要であるとは認められない。また、異議申立人が主張する社会的に公開の要請の強い多額の公金を使用する公共事業に関する公正の確保と透明性の向上を図ることが、同号ただし書口に該当するとは認められない。

さらに、異議申立人は、横浜市及び同市土地開発公社が所有する公共用代替地等の取得価格非公開決定を取消した原審を相当とした東京高等裁判所の平成11年9月13日判決を引用して、プライバシーとしての要保護性の低い情報であることから非公開情報に該当しないと主張する。

当該係争情報は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定により、横浜市が将来の公共用地の取得に伴い土地所有者に代替地として提供するために取得した土地等に関する情報である。

横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年横浜市条例第52号）第9条第1項第1号はカッコ書で、個人に関する情報であっても法令に基づき行われた許可等に際し作成され又は取得された情報を非公開情報から除く旨を規定しており、同法の規定に基づく取得価格は、当該規定に該当する情報であると判断されたものである。

ところで、本件公文書における土地代金は、公共事業用地に供するために一般の土地売買契約と同様に県が私人の立場で権利者と契約した情報であり、当該判決に係る係争情報と同様の性格であるとはいえず、同号ただし書口に該当するとは認められない。

(4) 同号ただし書八の該当性について

同号ただし書八は、「公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報の例外としている。

本件公文書の内容から、非公開情報に同号ただし書八に該当する情報が存しないことは明らかである。

4 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第7条第3号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は、公開しないことを定めたものである。

ただし、同号ただし書は、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録された公文書は、同号本文の例外として公開することとしている。

(1) 同号本文の該当性について

本件公文書には、津幡土木事務所管内の公共事業の施行に要する土地について、事業者との売買等に係る事実が記録されていることから、当該事業者にとって資産、経理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であると認められる。

ア 買収土地の字・地番、被買収者の住所氏名及びその他氏名に係る事項

事業者が県に土地を売却等したことは、土地登記簿を閲覧すれば明らかになることから、当該情報が公開されても事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められる。

したがって、被買収者等に関する情報は、同号本文に該当しない情報と解されるので、公開すべきである。

イ 金額（土地代金及び補償金額並びにその支払金額）

実施機関は、営業上の重要な資産である土地の売却等に関する情報は重要な経営情報であり、以後の取引に悪影響を及ぼすおそれがあると主張し、また、異議申立人も、極めて特殊なケースでは、経営の悪化によると社会的に判断され、風評被害が発生するかもしれないと述べている。

土地代金等は、事業者にとって財務、経理等の内部管理に属する情報であり、公開されることによって、事業運営が損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、土地代金等に関する情報は、同号本文に該当すると判断する。

(2) 同号ただし書の該当性について

本件公文書の内容は、県の要請を受けた事業者が所有地を譲渡する契約等に関するものであり、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

5 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている公文書は、公開しないことを定めたものである。

また、同号は、当該事務又は事業の内容及び性質に着目して類型化し、各類型ごとに、公にすることにより支障を及ぼすおそれのある事務事業を例示列挙しており、同号口では「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

なお、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれるものである。

本件公文書は、実施機関が施行する公共事業に要する用地の取得に伴い作成されたものであり、用地取得の方法は、行政行為としてなされたものではなく、一般の土地売買契約と同様に県が私人の立場で権利者と契約をしたものである。したがって、同号口の実施機関が行う契約及び交渉に係る事務にあたることは明らかである。

公共事業用地の取得に当たっては、正当な補償の下に私有財産を取得しなければならない（憲法第29条第3項）こと及び公金を支出するものである以上適正に土地価格等を算定すべきことは当然のことである。このため、統一的な補償基準と算定方法等によって算定が行われている。

用地取得事務の取扱い及び基準として、石川県土木部所管用地事務取扱規程及び石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和52年石川県訓令第2号）が定められている。上記規程は、土地等の取得等に係る補償金を上記補償基準に基づき算定し価格評定を行った後決定することとしている。なお、これらの規程等は公にされているものである。

ア 買収土地の字・地番、被買収者の住所氏名及びその他氏名に係る事項

被補償者の住所氏名等は、買収地の土地代金並びに建物及び工作物の移転料その他移転に伴い通常生じる損失に対して、前記規程や各基準等に基づいて正当な補償が行われたという事実を明らかにしたものであるため、これらを公開したとしても、県の契約者としての地位を不当に害するおそれはないと認められる。

したがって、被補償者等に関する情報は、道路、河川及び砂防施設等に係る用地として標準的な手続に基づき、県が当時の土地所有者等と契約を締結しているという事実をあらわしたものであり、これを公開したとしても、一般に今後の用地買収の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、公開すべきである。

イ 金額（土地代金及び補償金額並びにその支払金額）

県の用地取得の方法は、行政行為としてなされたものではなく、一般の土地売買契約と同様に県が私人の立場で権利者と契約をしたものである。

実施機関は、非公開情報が公開されれば、公共事業用地等の所有者が公開された土地

代金、補償金から自己算定した価格に固執することは十分に有り得ることであり、それを容易に説得できるとは限らない。また、自己の私的経済活動に係る情報の公開をおそれ、用地買収等に応じない者が現れることも予想され、公共事業の円滑な遂行に支障が生ずることになると主張する。

公共事業用地等の所有者は、自らの必要により土地の売却等をするものではない以上、より高額での売買等を希望することはむしろ当然というべきであって、その所有者が既買収地等と自己所有地等の価格評価要因の違い、評価時点の違い等を正しく認識しないまま、県の買収申出額等に対して疑問、不満を持ち、自己算定した価格等に固執することは大いに有り得ることである。

これに対し、県としては、買収価格等を上積みすることが不可能であり、提示した買収価格等により説得を続ける以外にないことから、交渉が大幅に長引き、場合によっては売買契約等が成立するまでに至らない事態が生じることも想定される。

したがって、土地代金等に関する情報は、これを公開した場合、公共事業用地の買収交渉の長期化、さらには売買契約等の不成立という公共事業用地取得事務の支障を認めざるを得ず、非公開としたことは妥当である。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------|----------------------------|
| 14 . 1 . 28 | 諮問を受けた。(諮問案件第42号) |
| 14 . 3 . 1 | 実施機関(津幡土木事務所)から理由説明書を受理した。 |
| 14 . 3 . 15 | 異議申立人から意見書を受理した。 |
| 14 . 7 . 5 (第89回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 14 . 10 . 18 (第93回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 14 . 11 . 22 (第94回審査会) | 異議申立人から意見を聴取した。 |
| 15 . 1 . 30 (第96回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 15 . 2 . 14 (第97回審査会) | 実施機関から非公開理由を聴取した。 |
| 15 . 4 . 24 (第99回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 15 . 7 . 25 (第102回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| 15 . 8 . 6 (第103回審査会) | 事案の審議を行った。 |
| | |
| | |
| | |